

10月は
いじめ防止
強化月間

地域社会全体でいじめから 子供たちを守るために



市では、旭川市いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめから児童生徒の生命と尊厳を守るため、いじめ防止対策「旭川モデル」の取組みを推進しています。毎年10月を「いじめ防止強化月間」として、いじめ防止への市民の理解と関心を高めることを目的に広報啓発活動を行うなど、地域社会全体でいじめ防止の取組みを展開しています。

【詳細】いじめ防止対策推進課☎76・5523

全ての市民が「いじめ」に関する知識を
身につけ、正しく対応しましょう！



「いじめ」
の3要件

- ①「一定の人間関係」がある
- ②心理的、物理的な「行為」がある
- ③被害者が「心身の苦痛」を感じている

された側が嫌だと感じていれば
全ていじめとなります



「いじめ」が起きたとき、被害者や目撃者はどう行動したら良いのでしょうか？

合言葉は「や・は・た」※

「やめて」
を言う

その場で
「はなれる」

「たすけ」
を求める

「たすけ」を求めるときは、
市の相談窓口や学校に相談・通報しましょう
➡市の相談・通報先は15ページに掲載

※「やはた行動」は公益社団法人子どもの発達科学研究所の登録商標です。

いじめ防止市民フォーラム

第1部 講演

テーマ

いじめを研究すること
～子供の発達といじめについて、
研究で何が分かってきたのか

講師

北海道大学大学院教育学研究院教授
かとう ひろみち
加藤弘通さん



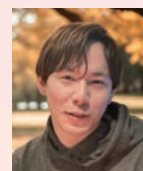
第2部 トークセッション

テーマ

わたしたちが子供たちにできること
～地域社会全体でいじめから
子供たちを守るために

登壇者

加藤弘通さん
北海道教育大学旭川校准教授
みずの くんぺい
水野君平さん



とき 10/26(日)14:00～16:00

ところ おびつた（宮前1の3） ※無料駐車場あり。

定員 60人

申込 10/22(水)までに右の申込フォーム
またはいじめ防止対策推進課☎76・5523

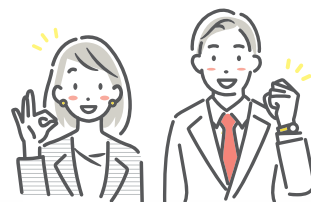


地域との連携によるいじめ防止の取組み

いじめ防止・青少年育成サポーター

地域社会全体で、いじめ・非行の防止と青少年の健全育成に資する活動を推進するため、地域でこれらの活動に取り組む団体や個人を市がサポーターに認定します。

日頃の活動や得意分野を生かして、いじめ・非行の防止や、子供たちの支援などに取り組むことで、未来を担う子供たちの健やかな成長を共に応援します。



全てのサポーターにお願いすること



講座の受講



子供の見守り



いじめを発見した
ときの相談・通報

サポーターの活動例



見守り 交流体験 学習支援 話し相手 付き添い 周知啓発
いじめ・非行の防止や、子供たちの支援のための各種活動
に取り組んでいただきます。

いじめ防止・青少年育成サポーター養成講座

内容 いじめ防止対策「旭川モデル」の取組みと、いじめの基礎知識やいじめへの適切な対応などに関して学び、地域で子供の見守り活動等を行う担い手を養成

とき 10/28(火)18:30～20:00

ところ 子ども総合相談センター
（10の11） ※無料駐車場あり。

定員 30人

その他 参加人数がおおむね10人以上の場合には、希望する場所に講師を派遣します

申込 10/24(金)までに右の申込フォームで受け付け

詳細 いじめ防止対策推進課☎76・5523

